

日本学術会議 基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同
ゲノム科学分科会（第24期・第1回）

日時：2018年7月24日（火）10-12時

場所：日本学術会議6階 6-C（1）会議室

出席：城石、金井、久原、小原、菅野、建石、辻、徳永、福嶋、美宅

欠席：高木、川合、古庄、佐々木、本橋

議事

（1）役員（委員長、副委員長、幹事）の選出

世話人の城石委員より委員長として菅野委員が推薦され、承認された。その後、菅野委員長から副委員長として徳永委員、幹事として佐々木委員と本橋委員の推薦があり、各々承認された。

（2）第24期ゲノム科学分科会の活動方針について

- 菅野委員長から、23期は医療分野のゲノム解析プラットフォーム構築で実績が上がったが、24期では解析で得られるゲノム情報の共有が課題である旨の発言があった。その後、個人情報保護法の実施に関連してH30年5月に内閣府および三省で制定された「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン」を資料としてゲノムデータの取り扱いについての説明があった。続いて、日本の個人情報保護委員会とEUの対応委員会が策定した法律・規則により互いに高いレベルの個人データ保護が達成されておりデータを安全に流通することができるとする両委員会の共同声明について資料に基づいた説明があった。その後、個人情報保護法により学術分野が萎縮することで国内・国際間のゲノム配列関連情報の共有が影響を受け、学術の進展が阻害される恐れが指摘され、意見交換を行った。この問題はゲノム科学の学術の進展と成果の社会実装の両面で大きな問題なので、分科会として継続して議論する点で合意が得られた。
- 城石委員から、デジタル配列情報を名古屋議定書の対象に含めようとする国際的な動きについて、日本学術会議の提言「生物多様性条約及び名古屋議定書におけるデジタル配列情報の取り扱いについて」を資料とした説明があった。ゲノム科学における情報共有の点では、個人情報保護と同様な問題を含んでおり、この分科会でも注視していくことで合意が得られた。
- 辻委員から、医療分野でのゲノム科学の成果の実装をさらに強化するためには、現在学会ベースで認定している遺伝カウンセラーを国家資格化することが必要であ

る旨の発言があり、その後意見交換を行った。

- 美宅委員からゲノムが生物システムをどう設計しているかという原理の問題も大事であるとの発言があった。
- 福嶋委員から、臨床医学委員会の中に「臨床ゲノム医学分科会」を設置することとなったことについて説明があった。
- 菅野委員長から、この分科会では、個人ゲノム情報保護に関する問題、生物多様性（名古屋議定書）にかかわる問題、臨床分野への成果の社会実装の問題、以上の三つの大きな課題があり、それぞれ担当者を決めて情報収集と検討を進めるべきとの提案があり、各々、徳永委員、城石委員、福嶋委員が担当することで了解が得られた。

(3) その他

なし

以上